

日本国憲法・日本国民・日本共産党

浅野 慎一

皆さん、御無沙汰しています。私は今、摂南大学現代社会学部で教えています。本日は、その授業ノートの一節を御覧ください。ご意見・ご批判がある方は、ぜひ浅野までご一報・ご教示を。授業の参考にさせていただきます。何卒よろしく。

戦後の日本国憲法は、アメリカ(GHQ)が作った。日本人も関与したが、骨格を作ったのがアメリカであることは否定できない。

アメリカは、日本の社会主義化を阻止し、資本主義国にするため、国家・国民の統合の象徴に天皇を据え、あらゆる社会領域で民主化を導入した。日本帝国主義の復活を阻止するため、非武装・不戦の平和主義も導入した。

大多数の日本国民は、こうした新憲法を、したがってアメリカの目的を圧倒的に支持し、受け入れた。

国民主権という革命的変革の下では象徴天皇制など些事にすぎないという「八月革命説」では、9割もの日本国民が天皇制維持を熟望した理由を十分に説明できない。むしろ日本国民は、戦災からの復興には国民国家の統合が不可欠と考え、その核・象徴として天皇以上の存在をアメリカもそうだった

たように一発見できなかったのだ。戦後の主権者となった日本国民とは、天孫降臨の神話と万世一系の血統を権威の根源とする天皇を統合の象徴として選択した人々による政治的共同体である。

象徴天皇制というまでもなく、戦前の日本帝国主義の支配階級の戦争責任を曖昧にするものだ。天皇でさえ免罪される以上、原爆や空襲で非戦闘員を大量虐殺したアメリカ帝国主義の戦争責任も当然、曖昧にされた。日本国民は象徴天皇制を受け入れることで、戦争被害者としての階級的な主体性をも放棄したといえよう。

一方、日本国民が新憲法の平和主義を大歓迎したのは、「二度と戦争は嫌」という強烈的な厭戦気分ゆえだ。それは、国家・国民の壁を越え、全人類に普遍的な平和の希求でもあった。ただしそれゆえに憲法平和主義は、帝国主義の侵略戦争も民族解放闘争も一括して「国家による戦争」悪」とみなす。たとえば核兵器を使用する戦争は、たとえ被侵略国による民族解放闘争であっても許さない。この「民族解放闘争を含め、あらゆる戦争は悪」とする思想は、一歩間違えれば、戦前のアジア諸民族に対する日本帝国の侵略戦争の歴史を忘却し、また戦後のアメリカからの骨抜きにするものでもあった。そして日本国民はアメリカの目論見通り、ものの見事に一歩間違えたのである。

こうして戦後の日本国民にとって、日本国憲法における「平和」や「民主主義」は反帝国主義の民族解放闘争によつて勝ち取るものではなく、アメリカが与えてくれた一国内部の非戦状態主権者として享受すべき近代的権利でしかなかった。日本帝国主義の侵略と闘うことによつて初めて平和と民主主義を勝ち取ったアジア諸民族には、まったく理解不可能な、それでいて戦後の日本国民だけがなぜか「近代的」で「普遍的」と信じて疑わない奇妙な「平和と民主主義」観である。

このような日本国民のテイタラクに一矢報いたのが、日本共産党だ。1946年の憲法制定国会において同党は、象徴天皇制と平和主義の双方に断固として反対した。

ただし当時の日本共産党も、いくつかの歴史的制約を抱えていた。一つ目は、アメリカ軍を解放軍とみなし、アメリカ占領下で民主化が可能と考えたことだ。二つ目に、当面する革命を民主主義革命と規定していたため、アメリカの民主化政策を根本から批判できなかった。そして三つ目に、戦前の日本の近代的諸制度(天皇制、地主制、イニ制度、民族意識、「国体」等を封建制と誤認し、そこでこれらを払拭する戦後の民主化を脱封建の近代化として、近代化自体を賛美してしまつた。これらはどれも、日本共産党だけでなく、大多数の日本国民が共有していた弱点だ。

ではなぜ当時の日本共産党は、プロレタリア国際主義(「internationalism」)を堅持できず、国民国家の統合・近代化・民主主義革命(「民主化」という一國単位の進歩史観に)樹めとられてしまつたのか。それはおそらく当時の国際共産主義運動自体がスターリン支配の下、ソ連帝国主義の「一國覇権主義」に篡奪されてしまつており、日本共産党もそれを批判・克服し得る力量・見識を確立していなかったからであろう。

もし当時の日本共産党が「プロレタリアに祖国はない」「万国の労働者階級・被抑圧民族、団結せよ」というマルクス主義の原則を堅持していれば、少なくとも日本国憲法の平和主義には反対しなかったのではなからうか。

なぜならまず憲法平和主義は前述の如く、国家・国民の壁を越え、全人類に普遍的な国際主義(internationalism)だ。しかもそれは日本国民の安全と生存を自他の「諸国民・国家(nations)」の武力や国策に任せず、「平和を愛する世界の諸『人民』(Grace loving peoples of the world)」つまり人民の国際主義に委ねる。また日本国憲法が禁じたのは、あくまで国家による武装や戦争だ。人民による反帝国主義の階級闘争・民族解放闘争は禁じていない。また実際の民族解放闘争は国家や国民によつてではなく、国籍を越えた人民による反帝国主義の国際的運動によつてのみ遂行されてきた。

そして「平和を愛する世界の諸人民」は、自らを滅ぼす核兵器などの大量破壊兵器は用いない。

憲法平和主義を守り、生かすには、一国単位の近代化・民主化論を克服し、グローバルな反帝国主義の階級的視座を持たねばならぬ。そのためには、天皇を統合の象徴として統合された一国単位の「日本国／日本国民」とその民主主義を疑わねばならない。

(2022年3月退職)

(元人間発達環境学研究科教員)

壮心

題字：魚住卿山

2023年9月1日発行

会報第10号

神戸大学教職員組合退職者の会

事務局

〒657-0011

神戸市灘区鶴甲1-2-1

神戸大学教職員組合書記局内

電話&FAX：078-882-5999